

## 第2章 初回相談時のチェック事項

### ○総論

初回の相談では、まずは、相談者のお話を丁寧に聴くことが何よりも肝心です。

離婚の問題で相談に来られる方は、強い不安を抱えてナーバスになられていることが多く、また、ご自分がどうしたいのかについてもあいまいなまま弁護士のもとを訪れる方もいらっしゃいます。弁護士が矢継ぎ早に相談者に質問してそれに答えてもらうよりも、相談者に自発的にお話いただけるような雰囲気づくりを大切にするとよいでしょう。その方が、相談者の本当の気持ちや相談者が弁護士に求めていることを理解できることが多いと思われますし、信頼関係を築くにもプラスになります。したがって、相談の冒頭から「初回相談時のヒアリングシート」の項目を埋めることばかりに一所懸命になるのではなく、相談者のペースに極力合わせて相談を受けるように心掛けましょう。

もっとも、弁護士が相談者に対して何らかのアドバイスを行ったり、必要な方針を立てたりするに当たり、最低限必要な項目については相談者から聴取する必要がありますから、本書の「初回相談時のヒアリングシート」を手元に置いてそれを適宜参照しながら、必要な情報を相談者から引き出すようにしたらよいでしょう。また、相談が一通り終了した段階で相談者から必要な情報を得られているかのチェックのためにヒアリングシートを活用いただくのもよいでしょう。

初回の相談時に欠かせない聴取事項は、相談者と配偶者のプロフィール、お子さんがいらっしゃる場合にはお子さんのプロフィール、同居開始時あるいは婚姻時から相談に来られるまでの生活状況、現在の生活状況（特に、同居か別居か）、相談に来られた経緯・動機、離婚希望の意思が明確かどうかです。

離婚希望の意思が明確な場合には、離婚するまでの婚姻費用の問題、お子さんの親権・養育費・面会交流等の問題、財産分与や慰謝料の問題を具体的に検討していく必要があります。初回相談時にはそれらの問題点についての具体的検討を行う上で必要な情報を得るようにしましょう。そのために、まずは、「初回相談時のヒアリングシート」を活用していただき、さらに具体的な検討を行っていく際には、個別の問題に関するヒアリングシートを活用してください。

離婚希望の意思が不明確な場合でも、婚姻費用の問題がありますし（特に別居に至

っている場合)、仮に離婚するとなれば、上記各問題の見通しがどのようなものになるかを教えてほしいという相談者もいらっしゃいますので、必要に応じて、「初回相談時のヒアリングシート」及び個別の問題に関するヒアリングシートを活用して、必要な情報を得て、適切なアドバイスにつなげるようにしましょう。

## ○DVに関するヒアリングシート **DL**

注意1：以下は、「初回相談時のヒアリングシート」によるヒアリングが行われていることを前提としています。両方のヒアリングシートを合わせて事案の解決に向けて役立ててください。

注意2：下記ヒアリングシートは、DVの被害を受けている方から相談を受けた場合を想定しています。

### DVに関するヒアリングシート

記入日：令和 年 月 日

相談者：\_\_\_\_\_

記入者：\_\_\_\_\_

#### 1 相談者の被害状況に関するチェック **Check 1**

1-1. あなたは、現在、配偶者からいわゆるDV被害を受けていますか。

はい

いつからですか。(\_\_\_\_\_年 月頃～)

どのような被害を受けていますか。

身体に対する暴力 生命又は身体に対する脅迫 性的暴力

精神的暴力 その他の被害

上記被害状況を具体的に教えてください(被害を受けた年月日、暴力等の具体的な態様等)。

(\_\_\_\_\_)

直近でDV被害を受けたのはいつですか。被害を受けた場所や暴力の内容を教えてください。

被害日時：\_\_\_\_\_年 月 日 時頃

被害を受けた場所：\_\_\_\_\_

被害内容：\_\_\_\_\_

いいえ

1-2. DV被害を受けていることについての証拠はありますか。

はい

どのような証拠がありますか。(\_\_\_\_\_)

いいえ

1-3. あなたが受けているDV被害について、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に相談したことがありますか。

はい

相談日時：\_\_\_\_\_年 月 日 時頃

相談機関：\_\_\_\_\_

相談した内容

配偶者から受けた暴力、生命又は身体に対する脅迫

今後、暴力を受けるおそれがあること

子への接近禁止命令を求める事情

親族等への接近禁止命令を求める事情

その他（\_\_\_\_\_）

相談に対して執られた措置の内容

一時保護

保護命令制度についての情報提供

その他（\_\_\_\_\_）

いいえ

1-4. あなたが受けているDV被害について、裁判所に保護命令を出してもらったことはありますか。

はい いいえ

（はいの場合）

裁判所：\_\_\_\_\_地方裁判所 \_\_\_\_\_支部

発令日：\_\_\_\_\_年 月 日

保護命令の内容

退去命令

接近禁止命令

子への接近禁止命令

親族等への接近禁止命令

電話等禁止命令

その保護命令は1回目ですか。 はい いいえ

配偶者はその保護命令を守っていますか。

はい

いいえ

配偶者が命令に違反していることについて警察に被害相談はしましたか。

はい（どうなりましたか：\_\_\_\_\_）

いいえ（相談していない理由：\_\_\_\_\_）

2-3-3. 別居後も、配偶者によるあなたに対するDV被害は続いていますか。

はい

具体的にはどのような被害を受けていますか。

( \_\_\_\_\_ )

いいえ

(同居している親族がいる場合)

別居後、同居している親族も配偶者から暴力や脅迫を受けていますか。

はい

誰がいつからどのような暴力や脅迫を受けていますか。

( \_\_\_\_\_ )

いいえ

### 3 DV防止法の保護命令等の保全処分申立ての必要性について Check 3

3-1. DV防止法の保護命令の申立てを希望しますか。 はい いいえ

3-2. (申立て希望がある場合)

3-2-1. 具体的に求めたい内容は何ですか。

接近禁止命令 退去命令 子への接近禁止命令

親族等への接近禁止命令 電話等禁止命令

3-2-2. (上記1-3. で相談実績がないとの回答の場合、あるいは、今回求める保護命令の内容からすると、相談内容が足りない場合)

申立てをするためには、事前に、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に相談に行くか、公証人役場で宣誓供述書を作成する必要がありますが、どうしますか。

配偶者暴力相談支援センターに相談に行く ( \_\_\_\_\_ センター)

警察署に相談に行く ( \_\_\_\_\_ 警察署)

公証役場で宣誓供述書を作成する ( \_\_\_\_\_ 公証役場)

3-2-3. 配偶者から身体に対する暴力・生命等への脅迫を受けたことを証明する資料はお手元にありますか。

はい (具体的には: \_\_\_\_\_)

いいえ

3-2-4. 配偶者から今後身体的暴力を振るわれて生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料はお手元にありますか。

はい (具体的には: \_\_\_\_\_)

いいえ

## ODVに関するチェック事項一覧

チェック事項	ページ
<b>Check 1</b> 相談者の被害状況に関するチェック ① 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けている場合 ② ①以外の被害がある場合	64 64 69
<b>Check 2</b> 相談者の生活状況・緊急性等に関するチェック ① 別居している場合 ② 同居している場合	71 71 75
<b>Check 3</b> 安全確保のための法的措置を取る必要性に関するチェック ① 法的措置を検討すべき場合 ② DV防止法の保護命令を利用する場合 ③ 民事保全法の仮処分命令を利用する場合	79 79 81 88

## ODVに関するチェック事項の解説

### Check 1 相談者の被害状況に関するチェック

#### Check 1

#### ① 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けている場合

相談者が、配偶者から暴力や脅迫を受けているとお話される場合には、丁寧にお話を聴くことが大切なのはもちろんですが、その暴力や脅迫が、DV防止法の保護命令の対象となるものかどうかという点も意識しながらお話を聴き、整理していくとよいでしょう。

相談者が身体に対する暴力や生命又は身体に対する脅迫を受けている場合には、DV防止法の保護命令を利用できる可能性があります。

#### 確認のポイント

##### 1 被害の具体的な内容

被害の具体的な内容の確認はとても大切です。相談を聴く弁護士としては、相談者にとっては辛い記憶を喚起していただく苦しみを伴う過程であることを意識し、相談者がなかなか思い出せないといった場合でも、時間を掛けてゆっくりと思い出していただく過程に寄り添うことが大切です。もっとも、暴力や脅迫の被害を受けた事実を今後の法的手続の中で主張していく場合には、抽象的な主張では足りず、具体的な主張が必要になってきますから、その点については、必要に応じて相談者に説明し、記憶喚起の必要性についての理解を得ながら相談を進めます。

相談者には、いつ、どこで、どのような暴力や脅迫を受けたのか確認をします。継続的な暴力や脅迫を受けている場合には、それがいつから続いているのか、頻度はどの程度かについて確認します。

被害内容については、DV防止法の保護命令の対象になるかを意識して聴くとよいでしょう。保護命令の対象となる暴力は、身体に対する暴力であり、性的暴力・精神的暴力等は含まれないことに注意が必要です。脅迫については、生命又は身体に対する脅迫が保護命令の対象となります。

また、その暴力や脅迫が現在も継続しているか否かについても確認します。継続していれば、相談者の安全確保の方策を検討しなければなりませんし、保護命令が発令

されるための要件になっている、今後、身体に対する暴力を振るわれて生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ（配偶者暴力10①）が大きいかどうかということについても関係するためです。

## 2 被害内容についての証拠の有無

相談者が受けている暴力や脅迫を、今後、取る可能性がある法的措置において主張していく場合（例えば、離婚事由として主張する、慰謝料請求の理由として主張する、配偶者が子の親権者・監護者としてふさわしくない旨主張する、面会交流についての障害事由となり得る旨主張する、DV防止法に基づく保護命令その他保全命令を申し立てる場合等）には、それを裏付ける証拠があるかどうかの確認をしましょう。

暴力についての客観的な証拠としては、診断書や受傷部位の写真があります。写真については、いつ、誰が撮影したものを確認します。弁護士としては、それら客観的な証拠から認定できる受傷内容と相談者の受けた暴力についての説明が整合するかどうか意識します（整合性に疑問がある場合であっても、特に、暴力を長年にわたり継続的に受けている事案では、相談者に記憶の混乱等が生じている場合もありますから、相談者に詰問するような調子で確認することのないよう注意しましょう）。受傷直後に病院を受診してなくても、例えば、暴力等に苦しんで心療内科や精神科等を受診した場合には、同病院での診療録や何らかの診断書が出るのであればその診断書も証拠として使える可能性があります。

脅迫についての客観的な証拠としては、配偶者から送られてきたメール（LINE等、やり取りの相手方が特定できるSNSでのやり取りを含みます。）や手紙等が考えられます。危険を感じた相談者が配偶者とのやり取りについて録音している場合には、録音も証拠となります。録音については、いつどこで誰がどのような経緯で録音することになったかについて確認します。

暴力や脅迫について、第三者にメールやLINEで相談していることもあり、それらも証拠となり得ます。

性的暴力については、第三者への相談もしづらく、上述したような証拠が全くないということが多いと思われそうですが、相談者本人が被害を受けたときに日記・メモを作成していればそれも証拠となりますし、多くの事案で、具体的な経過を詳細に記載した本人の陳述書を提出することによって立証に努めることになるでしょう。

### <トラブル回避方法>

今すぐに法的手続を取らない事案であっても、将来、法的手続を取る可能性に備え

て、今後、暴力により受傷するようなことがあった場合には、極力受診したり、受傷部位の写真を撮ったりするなどして客観的な証拠を残すようにする、その他暴力等を受けた場合にはその様子を書き留めるなどしてその被害状況をできるだけ詳細に記録化するよう教示します。

### 3 配偶者暴力相談支援センター又は警察署への相談の有無

#### (1) 相談実績の有無についての確認

相談者が、配偶者からの暴力や脅迫について、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に相談したことがあるかどうかの確認をします。

これらの機関への相談を行った事実があることがDV防止法の保護命令申立ての要件になっていることから（配偶者暴力12①五）、同申立てを行う場合にはその有無の確認が必要となります。まだ相談したことがない場合、今すぐに申立てを検討する事案でなくても、将来、申立ての可能性があるのであれば、いずれかに相談しておくよう教示します。

#### (2) 配偶者暴力相談支援センターに相談する場合

配偶者暴力相談支援センターに相談する場合ですが、同センターの機能を果たす機関の名称に「配偶者暴力相談支援センター」がついているとは限りません。名称が異なっても同センターの指定を受けている機関も多くあります。逆に、よく似た名前であっても同センターの指定を受けていなければ、保護命令の要件の同センターへの相談実績があることにはなりませんので、保護命令のことを意識して相談するのであれば、当該機関が配偶者暴力相談支援センターに指定されているかどうかの確認は必須です。同センターに関する最新の情報は、内閣府男女共同参画局のウェブサイトの「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧」で確認することができます。

同センターでは、配偶者暴力の被害者の保護や自立生活の援助を行っていますので（配偶者暴力3③）、保護命令の申立てを検討していなくとも、相談者がこれらの保護や援助を受けたいと考えている場合には相談することが有益です。相談者が受けている被害内容が、身体的暴力や生命又は身体に対する脅迫ではなく、保護命令の対象とならない精神的暴力や性的暴力であったとしても、保護や援助を受けることが可能です。DV防止法3条3項が定める援助等の内容は、次のとおりです。

- ① 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要